報告(2) 「資料デジタル化及び利用に係る関係者協議会」の 動向について

1 開催状況

第1回 令和4年7月25日(月)

第2回 令和5年3月27日(月)

2 協議内容

各回の項目は以下のとおりです。

第1回

- 1 報告事項
- (1) 資料デジタル化の進捗状況
- (2) 補正予算による資料デジタル化等の実施について

ア 令和2年度補正予算(第3号)での実施事項

- (ア) 図書資料のデジタル化
- (イ) デジタル化設備の整備
- (ウ) 全文テキスト化の推進
- (エ) 電子書庫機能の拡張等
- イ 令和3年度補正予算(第1号)での実施事項
 - (ア) 図書資料のデジタル化
 - (イ) 視覚障害者等用データ作成のための OCR 処理プログラムの研究開発
 - (ウ) 電子書庫機能の拡張等
- (3) デジタル化資料の OCR テキスト化事業等の成果について

国立国会図書館が令和2年度補正予算(第3号)により令和3年度に取り組んだOCRテキスト化事業等の成果及びその利用について報告があった。

- ア デジタル化資料の OCR テキスト化事業
- イ OCR 処理プログラムの研究開発事業
- ウ データセットの提供
- 工 令和 4 年度作業
- (4) 視覚的作品等を主体とするデジタル化資料の複写の実施状況
- (5) 図書館向けデジタル化資料送信サービスの実施状況

令和4年5月末現在の申請・承認状況及びサービス開始から令和4年5月末までの利用状況等 について報告があった。

(6) 個人向けデジタル化資料送信サービスの実施状況

令和4年5月19日から開始した個人向けデジタル化資料送信サービスと同時にオンラインによる登録申請が開始された。利用者登録等の状況及び利用状況について報告があった。

(7) デジタル化資料の図書館間貸出代替措置の終了について

令和4年5月19日の個人向けデジタル化資料送信サービス開始も踏まえ、代替措置は当初の目

的を達成し、役割を終えたと判断し、令和 4 年 5 月 18 日をもってサービスを終了したと報告があった。

(8) 国立国会図書館内・図書館送信限定公開デジタル化資料の画像データ提供の試行期間の延長及び申請件数の上限の拡大について

第2回

- 1 報告
- (1) 資料デジタル化の進捗状況
- (2) 補正予算による資料デジタル化等の実施について
- ア 令和3年度補正予算(第1号)での実施事項
- (ア) 図書資料のデジタル化
- (イ) 視覚障害者等用データ作成のための OCR 処理プログラムの研究開発
- (ウ) 電子書庫機能の拡張等
- イ 令和4年度補正予算(第2号)での実施事項
- (ア) 図書資料のデジタル化
- (イ) 図書付録等のデジタルデータ抽出
- (ウ) 図書付録等のデジタルデータの利用環境の整備
- (エ) 電子書庫機能の拡張等
- (オ)逐次刊行物に対応した OCR 処理プログラムの研究開発
- (3) デジタル資料の長期保存に係る取組の進捗状況について

デジタル化した資料の画像、フロッピーディスク(FD)等のパッケージ系電子出版物などのデジタル資料の長期保存に係る今年度の取組について、実施状況の報告があった。

- ア パッケージ系電子出版物のマイグレーション
- イ デジタル化資料のLTOでの保存・運用
- ウ デジタル資料の長期保存に係る調査
- (4) 視覚的作品等を主体とするデジタル化資料の複写の実施状況
- (5) 図書館向けデジタル化資料送信サービスの実施状況

令和5年2月末現在の申請・承認状況及びサービス開始から令和5年2月末までの利用状況等 について報告があった。

- (6) 個人向けデジタル化資料送信サービスの実施状況 利用者登録等の状況及び利用状況について報告があった。
- (7) 国立国会図書館デジタルコレクションのリニューアルについて 国立国会図書館デジタルコレクションのリニューアルの概要について報告があった。
- (8) 図書館向けデジタル化資料送信サービスの除外手続における入手可能性調査で用いるデータベースについて

入手可能性調査で用いるデータベースについて、引き続き 5 つのデータベースを用いて行われることが報告された。

(9) 国立国会図書館所蔵資料の二次利用手続の見直しについて デジタル化資料を含む国立国会図書館所蔵資料の二次利用に当たっては、著作権保護期間が満了 している資料を除き、原則として、権利者からの許諾等とは別に、国立国会図書館への申請を求めていた。この度、国立国会図書館以外の第三者が著作権等の権利を有するコンテンツの二次利用については、申請を原則として不要とすることに改めることが報告された。

2 協議

- (1) 国立国会図書館のデジタル化資料の図書館等への限定送信に関する合意事項の改正について 以下に対応するため、「国立国会図書館のデジタル化資料の図書館等への限定送信に関する合意 事項」(国図電 1212041 号)を改正することとしたい。
 - ・国立国会図書館では、今般、資料の劣化状況に鑑み、住宅地図のデジタル化に着手したところである。住宅地図は、1棟、1戸ごとの戸別情報(居住者名、建物名、建物の平面図等)を記載している地図帳であることから、デジタル化した住宅地図の利用に際しては、個人情報への配慮が必要となる。このため、図書館向け(及び個人向け)デジタル化資料送信サービスの送信対象からは除外するのが望ましい。
 - ・著作権法の一部を改正する法律(令和3年法律第52号)第2条の施行(令和5年6月1日)に 伴い、図書館向けデジタル化資料送信サービスの提供根拠となる条文が変更される。